平成２６年（フ）第４６７４号
東京都足立区本木２丁目23―２
債務者　大竹　洋平
1　決定年月日時　平成26年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４６７６号
東京都北区豊島４丁目14―８
債務者　山口藤四郎
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４６８１号
東京都練馬区石神井台３丁目20―25　コーポ第３白梅102
債務者　井上　敏幸
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４６８２号
千葉県鎌ケ谷市南初富２丁目６―22　スペースビルム１―201
債務者　渡邉　恭平
1　決定年月日時　平成26年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４６９２号
東京都港区麻布十番２丁目20―10―401
債務者　下川　美樹
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４６９４号
東京都足立区扇２丁目37―11―212
債務者　松山慶子こと　宋　　慶子
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４６９６号
東京都北区王子５丁目17―25―1006
債務者　松本　時子
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４６９７号
埼玉県上尾市大字瓦葺1216―10―102
債務者　山田　昌弘
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４７００号
神奈川県相模原市中央区清新５丁目３―18　コパーズアプト清新Ｖ203
債務者　森　　淳
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４７１５号
東京都八王子市初沢町1299
債務者　大場　貴仁
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４７１６号
東京都国分寺市新町３丁目６―41―101
債務者　粕谷　政子
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４７１７号
千葉県富里市七栄646―743―205
債務者　掛村　一幸
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４７２２号
東京都渋谷区笹塚２丁目40―１―105
債務者　川崎　猛雄
1　決定年月日時　平成26年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４７２６号
東京都北区赤羽北２丁目13―13―401
債務者　磯野　　隆
1　決定年月日時　平成26年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４７４３号
埼玉県所沢市大字上山口36―29
債務者　鮫島　昌子
1　決定年月日時　平成26年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部